

第1問 答案用紙<1>  
(租税法)

問題 1

問 1

内国法人A社が負担した倉庫代は、内国法人B社に対する経済的な利益の無償の供与に該当し、寄附金の額とされる。当該寄附金の額は、完全支配関係にある内国法人に対する寄附金の額であるため、全額が損金の額に算入されない。

これは、グループ内部の取引については課税関係を生じさせないためである。

問 2

主として近隣住民が利用する集会所及び公園を整備するための費用は、自己が便益を受ける公共的施設の設置のために支出する費用に該当し、繰延資産として取り扱われる。したがって、償却費として損金経理した金額のうち償却限度額を超える部分の金額は損金の額に算入されない。

問 3

配当所得に該当しない。A社の利益の有無にかかわらず交付され、利益の配当としての外觀を有せず、A社が剰余金の処分として取り扱っていないため、雑所得に該当し、配当所得には該当しない。

問 4

免税事業者にあたらない。Dの本件課税期間に係る基準期間中は免税事業者であるため、課税資産の譲渡等の相手方に対して自らに課される消費税に相当する額を転嫁すべき立場にないことから、税抜処理をする必要はなく、基準期間における課税売上高は1,030万円となり1,000万円を超えるため、納税義務は免除されない。

第 1 問 答案用紙<2>  
(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	○	法人税法第 22 条第 2 項
		( (1) (3) は無償による資産の譲渡, (2) (4) は無償による役務の提供, (5) は無償による資産の譲受けに該当するため, 益金が生じる。)
②	×	(2) について, C 株式会社は無償により役務の提供を受けているが, 発生すべき賃借費用と受贈益は相殺関係にあることから益金が生じない。
		法人税法第 22 条第 2 項
③	○	所得税法第 28 条第 1 項, 第 36 条第 1 項及び第 2 項
		(取締役が自動車の贈与及び無償による貸与を受けた場合には, 給与所得が生じる。なお, 金銭以外の物又は経済的利益をもって収入とする場合には, その時の時価で課税する。)
④	×	(3) について, 事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなされ, A 社には時価 200 万円を対価の額とみなして消費税が課される。
		消費税法第 4 条第 4 項 (第二号), 第 28 条第 2 項 (第二号)
⑤	○	所得税法第 33 条第 1 項, 第 36 条第 1 項, 第 59 条第 1 項 (第一号)
		(個人が法人に資産の贈与をした場合には, 譲渡所得が生じる。なお, 収入金額は収入すべき金額であるが, 法人に対する贈与のためその時の時価により課税する。)

## 第2問 答案用紙<1> (租税法)

### 問題 1

〈解答に当たっての注意事項〉(下記指示によらなければ、配点がないので注意すること)

- (1) 各行ごとに、加算及び減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入しなさい。
- (2) 加算及び減算すべき金額が共に生じない場合は、加算すべき金額の欄のみに0(ゼロ)を明記しなさい。
- (3) 解答は必ず答案用紙の指定された枠内に記入すること。また、記入する金額には、3桁ごとにカンマ(,)を打つこと。

(単位：円)

当期純利益の額

1,200,000,000

	加算すべき金額	減算すべき金額
<b>(受取利息・配当金など)</b>		
みなし配当の額	4,350,000	
<b>受取配当等の益金不算入額</b>		
関係法人株式等		2,265,000
その他の株式等		2,070,000
住民税利子割	18,500	
源泉所得税	1,414,600	
その他申告調整額 (注2)について		1,200,000
<b>(減価償却資産の償却費)</b>		
建    物 1		3,672,000
建    物 2	0	
機 械 装 置	1,653,334	
器 具 備 品 1	120,000	
器 具 備 品 2		200,000
ソフトウェア	119,999	

第2問 答案用紙<2>  
(租税法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(棚卸資産)		
K商品	420,000	
L商品	1,500,000	
(租税公課関係)		
未払法人税等	764,000,000	
繰延税金資産	13,000,000	
租税公課勘定((4)の事項計)	480,000	
(貸倒損失及び貸倒引当金)		
P社債権((1)の事項)		29,925,000
Q社債権((2)の事項)		31,500,000
一括評価金銭債権((3)の事項)	3,460,500	
貸倒実績率	0.0582	
繰入限度額 (一括評価分)	33,319,500	
(ストック・オプション)		
権利行使に係るもの (2)・①)		18,000,000
失効に係るもの (2)・②)		600,000
(法人税額の計算)		
課税所得金額		1,896,754,000
法人税額		569,026,200
所得税額控除額		1,414,600
中間申告分の法人税額		200,000,000
納付すべき法人税額		367,611,600

第2問 答案用紙<3>  
(租税法)

問題 2

(1) 所得の種類及び金額	(単位：円)
( 給与 ・ 一時 ・ 譲渡 ・ 雑 ) 所得	3,341,600
( 給与 ・ 一時 ・ 譲渡 ・ 雑 ) 所得	950,000
(2) 所得控除額の合計額	1,292,000
(3) 確定申告により納付すべき税額	58,500

第2問 答案用紙<4>  
(租税法)

問題 3

問 1 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額 (単位：円)

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| (1) 課税標準額         | 675,349,000 |
| (2) 課税標準額に対する消費税額 | 27,013,960  |

問 2 課税売上割合(端数処理を行わず分数で表示)

688,273,219
902,848,221

問 3 消費税額から控除する税額

- |                  |            |
|------------------|------------|
| (1) 課税仕入れに係る消費税額 | 28,957,729 |
| (2) 控除対象仕入税額     | 22,075,503 |
| (3) 返還等対価に係る税額   | 773,424    |
| (4) 貸倒れに係る税額     | 75,520     |

問 4 納付すべき消費税額

1,967,200
-----------

問 5 控除対象外消費税額等

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| (1) 棚卸資産に係る控除対象外消費税額等   | 6,270,057 |
| (2) 建物に係る控除対象外消費税額等     | 2,070,984 |
| (3) ソフトウェアに係る控除対象外消費税額等 | 114,960   |

問 6 繰延消費税額等

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| (1) 繰延消費税額等         | 2,070,984 |
| (2) 繰延消費税額等の損金算入限度額 | 207,098   |